

会議名 第1回 豊島区基本構想審議会 第1部会

詳細 - 長期計画担当課 電話03 - 3981 - 1111 内線2181・2

附属機関又は 会議体の名称	豊島区基本構想審議会 第1部会	
事務局(担当課)	政策経営部長長期計画担当課	
開催日時	平成15年9月10日(水)18:30~21:10	
開催場所	豊島区役所議員協議会室	
出席者	委員	金井利之(東京大学助教授) 恒吉僚子(東京大学助教授) 宮崎牧子(大正大学助教授) 伊藤榮洪(教師) 三井菜摘(一般公募) 水島正彦(助役) 今村勝行(収入役) 二ノ宮富枝(教育長) 小林ひろみ(区議会議員) 木下広(区議会議員) 小林俊史(区議会議員) 本橋弘隆(区議会議員) 以上出席者11名(敬称略) 欠席者1名
	幹事	企画課長、同財政課長、行政管理課長、広報課長
	その他	政策経営部長、総務部長、区民部長、保健福祉部長、池袋保健所長、子ども家庭部長、区有財産活用担当課長、区民活動推進課長、子ども課長、管理調整課長、地域保健課長、障害者福祉課長、高齢者福祉課長、介護保険課長、保健福祉センター長、生活福祉課長、国保年金課長、指導室長
公開の可否	公開	
非公開・一部公開の場合は、その理由		
会議次第	(1) 部会の進め方について (2) 新基本計画の分野別体系(第1部会担当分)について (3) 体系 「すべての人が地域で共に生きていけるまち」について (4) その他	

1. 開会

事務局： 只今より第1回基本構想審議会第1部会を開催する。それでは、金井部会長
よろしくお願いします。

2. 議事

金井部会長： 本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまして、どうもありがとうございます。ただ今より、基本構想審議会の第1部会を開催させていただきます。前回の基本構想審議会の全体会以降、しばらく休会となっていたが、本日より部会での検討をスタートすることになる。この部会では、担当する基本計画の体系について広範なご審議をお願いすることとなるが、委員の皆様のご協力をお願いしたい。
それでは審議に入る。資料「 - 1 - 1 」について事務局より説明をいただく。

事務局： 資料 - 1 - 1 説明

金井部会長： 資料 - 1 - 1 は本部会の運営案についての説明であるが、本部会が何をし

- なければならぬのか、いつやるのかという点でご意見はいかがか。
- Q委員： 3回の審議でとりまとめられるのか、わからない。なぜ全体の進め方がこのようになるのか、またもし3回の審議で決まらなかった場合には改めて審議会を開催するのかご説明いただきたい。
- 事務局： 確かに、決められた3回の中にすべてを盛り込むのは、かなりタイトだと認識している。本資料は、部会全体の運営のイメージとして資料を作成させていただいたが、審議の状況によって、また部会の決定によって、場合によっては、さらなる検討をいただくことも考えている。
- Q委員： 全体会が11月の中旬になっているがそれはずれることあり得るのか。
- 事務局： 第2部会への影響があるので、今後両部会長との調整によって、全体会議の延期等については検討することになる。
- Q委員： 審議会の日程については調整するということがよいのか。
- 事務局： 現在予定となっている3回については固定である。その後については固定されているものではない。
- 金井部会長： 話し合いの中で柔軟に対応するということが、それでよろしいか。
- H委員： 9月2日に第2部会の審議会の出席通知が届いたために審議会に来てしまい、結局部会にオブザーバーとして出席することになった。第2部会では、他の部会に出席してもよいのではないかという話になったが、第1部会についても第2部会のオブザーバー出席を受け入れ、発言の機会も与えられるような形で運営したらどうか。
- 金井部会長： どのように参加いただくかという運営のルールの問題であるが、部会を2つに分けても森田部会長及び区側の委員は両方に出席しているわけであるから、出席を拒むものではないかが。すでに審議会全体会で一方に出席する委員はもう一方の部会を傍聴できることになっている。
- 事務局： 9月2日の第2部会では手違いにより大変失礼を申し上げた。第1部会では、他部会の出席者を受け入れ車座の中にオブザーバーとしてご列席いただき、意見発言もできることで確認されている。そこで、第1部会開催の時には第2部会委員にも連絡し、出席の確認をとり、ご出席いただく場合には発言もできるようにしたらどうかということが確認されている。
- 金井部会長： 今回の報告では、第1部会の委員が第2部会に出席した場合、第2部会の委員と同じように発言することができるということのようだ。傍聴という言葉ではあるが、発言もできるという取り決めがされたということである。第1部会では、オブザーバー出席でも発言できるようにするという点についていかがか。
- P委員： 結構である。
- Q委員： 結構だと思う。
- 金井部会長： 着席の場所は車座の中ではなく壁側ということである。
- N委員： 他部会委員にご出席いただくのは結構だと思うが、オブザーバー出席者が何でも発言できるというのはいかがか。本委員との違いが必要ではないか。
- 金井部会長： 会議が正常に成り立つよう部会長の責任と、委員みなさまのご協力のもとで運営したい。運営の仕方と、到達目標ということについては、資料 - 1 - 1にあるような形で決めさせていただいてよろしいか。
- Q委員： 本部会では3つの体系について審議することになっているが共通検討項目については時間がないので全体で審議という説明もあったようだが、共通検

討体系というのは個別に論議をする部分があるのか。要は、部会で審議する縦軸に対して共通事項が横軸のようになるということか。

金井部会長： その点、事務局いかがか。

事務局： それぞれに関わる共通のものを横糸で通すということで、全体会でご審議いただいた方が効率もよいと考える。

Q委員： 了解した。

金井部会長： 以上で審議の運営については決定されたと思う。次に、これまで審議会全体会の審議の場合、検討を進めるにあたって事務局案をたたき台としてご用意いただき、各委員からご発言・ご意見をいただき最終案をまとめていくという方法をとってきたが、部会ではどのようにまとめていくか。事務局でたたき台をつくり審議するという方法でよいか。

Q委員： 私は基本構想策定当時の委員でないため、当時の議論に参加していない。途中からの参加で恐縮ではあるが、改めて意見を言って、それを基本計画に取り入れていただきたい。本来は、基本構想に基づいた基本計画に対する意見を出していただくことが必要なのではないか。

P委員： 私は基本構想の段階から参加しているが、様々な流れの中で基本計画審議会が進んでいる。基本構想審議会の中でなされた議論の上で基本構想ができてきている。基本構想の審議会では森田会長と事務局で、ある程度のたたき台と審議のポイントを提出していただき審議を進めてきた。過去の流れを確認していただき、ポイントについては部会長と事務局からたたき台を提案していただくのが常識的な進め方ではないか。

金井部会長： もちろん事務局が案を作成するので、委員の案が取り入れられないということではない。事務局が作成するのはたたき台であり、その後で各委員から出していただく意見が実質的なものである。事務局案をたたき台として審議するわけだが、各委員から意見をいただき、その上で部会案をまとめていくという方法でよろしいか。

Q委員： つまり、事務局案はたたき台であって変更の可能性は多分にあり、追加や削除によりたたき台自体がなくなることもあるということによろしいか。

金井部会長： たたき台とはそういうものである。ただし、出した意見がすべて通るというわけではないので了解いただきたい。また、各委員から様々な論点を整理した資料や意見、修正案などを提出していただくことが非常に重要である。審議の方法としては、事前に事務局と相談し提案意見をまとめ、この分科会で直接委員から説明をいただくのが望ましい。

Q委員： 例えば、第1回で論議をした後、その議題を第2回以降の審議会で論議することもできるということによいか。たたき台に対して委員が意見を出して、審議し、それを受けて再修正し、再審議するということが結構である。

金井部会長： 積み残しができれば再審議することになる。各委員から自由に意見を出していただき、審議を進めていきたい。もう一つの問題は、第1部会として、第2部会の委員の意見をどのように扱うかという点である。第2部会の委員から第1部会の審議内容について意見をいただく場合にどのように対応するか。文書で仮に提出いただく場合には、事務局から説明をいただくことになる。第2部会の委員の方が出席の場合は、本人から説明いただくのがよいと思うがいかがか。基本的には案を提出する際は、どちらの部会の委員も、事前に事務局と打ち合わせをたうえで提出してもらうということではいかがか。

- H委員： 例えば、本日の検討事項の は、 の部分の「人間優先の」と密接に絡み合っている。これらは不即不離のものであり、これを分けることは難しい。この場合、第2部会で検討されている意見がここに反映されれば、非常に有機的で効率的である。第2部会で検討されている委員が、オブザーバーとして発言していただくと極めて有益な検討会になるのではないかと。あまり条件を付けずに、オブザーバーの意見をみとめあうのがよいと思う。
- 金井部会長： 基本的には文書を提出しなくとも発言はできる。予め配布したい場合は提出いただくと効率的であるということではないか。
- 事務局： 本日は第1部会であるが、第1部会で検討いただく資料及び議事録は、第2部会の委員も共有していく。また、その逆もあると考えている。H委員から提案いただいたように有機的に審議をいただく方法を考えていきたい。
- 金井部会長： それでは、基本的な運営の仕方については今までの意見の形で進める。また今後、事務局に資料要求等がある場合には、なるべく早く申し出ていただきたい。議事の(1)の部会の進め方については柔軟かつ有機的に進めていきたい。それでは、議事の(2)に入る。この第1部会で担当する基本計画の体系について事務局より説明をいただく。
- 事務局： 資料番号 - 1 - 2 は第1部会で検討をいただく基本計画の体系の事務局案である。 - 1 - 3 は、具体的な政策の検討時にご覧をいただく資料である。資料番号 - 1 - 4 は、各施策の体系における現状と課題を取りまとめたペーパーである。資料番号 - 1 - 5 は(仮称)「地域区民広場」構想の資料である。現在、区で検討を進めている地域区民広場構想につき、企画課長より後ほど説明する。資料番号 - 1 - 6 は、区民ワークショップの提案(要約版)である。基本構想審議会第9回、7月7日の審議会で概略の説明を申し上げたが、本日はポイントのみ説明申し上げる。資料番号 - 1 - 7 は、本日審議いただく地域福祉・高齢者・障害者・健康に係る事務事業名の一覧である。こちらについての説明は省略する。また、本日袋入りで用意している分野別の計画がある。前回の全体会の時に、本橋委員より資料要求があった分野別計画の概要版と、計画の本編となっている。それでは、資料番号 - 1 - 2 につきご説明申し上げます。〈資料 - 1 - 2〉について説明。
- 金井部会長： 事務局より基本計画の体系図について説明をいただいたが、これについていかがか。これはあくまで事務局案であるが、全体的なイメージを捉えていただきたい。各委員からこの部会が担当する3つの体系に関して、全体的な関心点、議論を深めたい点、視点などについて意見を伺いたい。施策の体系という形で事務局から示されているわけであるが、限られた時間内で部会案をまとめるという使命から、特に事務局案で重点化を図ったほうが良いもの、各委員の関心の高い論点をなるべく逐次議論をしたほうがよい。各委員の関心に合わせて議論をし、それを体系に反映していくことで、最終的な案を整理していきたいと考えている。
- E委員： 私は教育が専門領域である。細かい部分を見ていく中で、カテゴリー分けが変わってくるのではないかとと思うが、大きな柱については、特に意見はない。
- H委員： 全体の意見としてまず、区から今日的に問題として区民から寄せられている声、あるいは意見などを提供していただきたい。それによって検討すべき部分分かる。家内を交通事故で亡くし一人で暮らした時、私は食事に困ったのだが、当時の区民部長から「リボンの会」への入会を進められ入会した。

会費も払っていたが、「ちょっと食事の支援を頼む」と電話を入れたところ、「予約が必要」と返答された。確かに、リボンの会を支えているのはボランティアであり、急に依頼されても対応できないということとはよく分かるが「予約しろ」というのはいかがか。倒れるのは誰も予約できないのではないか。その時私は、福祉課では「生活保護であればすぐやってくれる」という話を聞いた。「税金を払っているからダメだ」ということらしいが、税金を払っている人間が助けてもらえない。つまり、福祉の問題点というのはグレーゾーンのところにある。独居老人の世帯数は大きいといっても明確に示されていない。そういう独居老人たちがいったい何に困っているのか。そこを具体的に示されないと、文字の上で福祉のまちづくりといっても明確でない。学校教育では、豊島区独自の学校教育のあり方とは何なのか。例えば、豊島区はかつて、私学ではあるが明治女学校というユニークな学校を地域の中に持っていた。ご承知のように木村熊二、巖本善治らによって作られ、現在は廃校になったが、文化勲章をうける人たちを輩出した学校である。こういうところから、私学の良いところをどのように取り入れるのか。あるいは、私学ではなく公立の学校を進めていくのかということも、考えていかなければならない時期に来ている。先ほど述べたように、サポートの組織があっても実際面において機能できないのであれば意味がない。そこを詰めないと、福祉に関しては紙に書いた文字だけのものになってしまう。問題点を先にある程度出すことが必要ではないか。

- 金井部会長： 今日的な問題点という点で事務局から何か説明する資料があるか。
- 事務局： 資料番号 - 1 - 4 にそれぞれの施策の方向における現状あるいは課題について資料を用意した。只今、具体的な数値等についての質問もあったが審議の過程において、できるだけ答えさせていただきたい。
- L 委員： 基本計画の体系の1と2を分野別課題に落とししていく過程が気になる。ここはかなり重複する所があり、分けづらい部分である。今年5月に公表されたWHOの障害者生活機能分類では、障害に対する自立支援を環境因子と個人因子の両面から考える形に変わっている。環境を整えば自立できる範囲が増える、あるいは、本人がスキルを身につければ自立できる可能性が出てくることから、環境の調整と本人のリハビリテーションによってスキルが上がっていくという両方の因子が自立支援には必要である。基本計画の体系を見ると、子ども限定のリハビリテーションが中心となっているのが2の部分で、1の部分は子ども以外のリハビリテーションと機会均等、サービスの提供方法などを計画していく相談員により、本人の状態に即してサービスを利用していくことになる。子どものリハビリテーションというと障害がある子ども、LD、ADHDの子ども、不登校の子どもなど様々な問題を抱えている子どもがいる。どうしたら個人の活動が上がるのかをターゲットとするのもリハビリテーションがここに整理されてくると分かりやすい。やはり、子どもを育てることにして誰が育てるのか、親の部分、地域の部分で1と2がうまく整理できない部分になってくるので、もう少し分かりやすく整理するべきである。
- 金井部会長： 1と2の分け方について意見をいただいた。1はある意味ですべての人で、2は子どもという分け方になっているわけだが、当然子どもはすべての人に入る。そこをどのように処理していくのかということの隅に入れていく

必要がある。

Q委員： 基本構想時は千葉委員が指摘をしてきたが、全体として私は、区は何をするのかが不明確であると考えている。区民がすることが提案され、それを区は支援するというが、区が最終的に責任を持ってやるということが明確でない。民間や区民の地域の協力も必要だが、計画の目標に対して、区としての遂行範囲を明確にしなければいけないのではないかと。現在の問題に対して、どういう施策が区民を満足させるのか。そして、安心して豊島区に住み続けていけるか。そういう意味でどこに問題があるかを細かく整理して、それを括るときに体系と形になるのではないかと。

金井部会長： 基本的には各委員から発言をいただいているのは、全体的なイメージをつかんだ上で細かい議論しようという趣旨である。全体の枠を確定し、後で変更できないという趣旨ではない。そういう意味で、Q委員が指摘したのは、区がどこまでやるのかということを入りながら議論をすべきであるということではないかと。

P委員： 計画となるとある程度、財源の用途まで考えた上で責任のある形になる。根本的な行政の取り組み、いわゆる縦割り行政といわれるところをいかに脱却して、区民のニーズに素早く応えていくかということが本当に勝負になってきている。福祉の問題についても、子どもの教育問題についても、国の法律の枠に従って行うのが今までの方法であったが、今後はいかに地域の区民と一緒に新しい仕組みを作っていくかという住民参加の部分と、縦割り行政をなくしていくことを両立することが大切である。そこで区の責任と地域の責任をどのようにしていくのかについて、参加している先生方に意見を伺いながら、勉強していきたい。

金井部会長： 基本的には、総合計画のひとつの役割は縦割りをいかに総合化するかという視点である。

N委員： 分野別体系は、豊島区が突然作成したものではなく、かねて存在したものを踏まえて、現時点での区民ニーズを含み込んだ上でできあがっているものである。細かい部分については、その時々で申し上げる機会を頂きたい。基本計画は、向こう数年間というスパンを考えたものであるが、例えば、平成15年度の財調の算定結果も踏まえながらも、シビアな目で考えることも大事である。その中で、この体系自体を財政の面で遂行不可能なものは明確に申し上げたいと考えている。

金井部会長： 木下委員からも財政の話があったが、これについては、前回の全体会でも審議したが、まだ財政フレームが完成していない。財源フレームなしで議論するというのは、無限になりうる可能性もあるが、基本的には厳しい状況の中で考えていくということにならざるを得ない。

O委員： (オブザーバー)オブザーバーであるので発言をしにくいですが、体系で気になったことを申し上げる。先日全体会でもI委員から指摘があったが、地域で暮らす外国人の方をどう捉えるかということが非常に大事になってくる。この体系では、1番の「すべての人が地域で共に生きていけるまち」の中で触れられていない。最後の「多様なコミュニティがあるまち」において、「内外の人々との心通い合うまちづくり」という中で国際都市という位置づけになっているが、これではお客様と区民という位置づけのような気がする。地域の中で暮らす外国人とどう暮らしていけるかというような視点での取り

組みを、1番で言及すべきではないか。

金井部会長： 「すべての人」といって、外国人が入っていないというのは「すべての人」ではないということになってしまうのではないか。事務局はいかがか。

事務局： 最終ページに少し加えたが、指摘の通り本来であれば、1ページ目にその視点がなければいけないと考えている。

金井部会長： それでは、組み替えも視野に入れ考えていきたい。逆に言うと、外国人をどこに位置づけるかというのは、外国人が「すべての人」に入っていないということを表明してしまうという危険もある。我々はある意味で選択を迫られるということになるので、これからも柔軟に議論していきたい。時間の関係もあるので、議事(3)に移らせていただく。体系「すべての人が地域で共に生きていけるまち」の審議に入りたい。

Q委員： 事前配付された資料は目を通してあるが、本日、別に資料が配られた。これらについてはいつ説明があるのか。

事務局： 本来であれば、すべての資料を事前に配付すべきであるが、事務の事務上、間に合わなかった。本日、机上配付した資料については、本日説明申し上げます。事前配付の資料については、簡略化して説明をするという対応で進めたいと考えている。

Q委員： 体系を検討すると部会長が申したが、審議よりも先に説明をしていただきたい。

事務局： これから、最初の体系に入るので、その中で説明を申し上げます。

金井部会長： これから政策ごとに審議をいただくが、時間の経過もあるので、本日は政策の2番目まで、高齢者・障害者の自立支援、政策の2まで審議することを目標にして、まず最初の地域福祉の推進に入りたい。最初の政策である地域福祉の推進に関する関連資料と福祉コミュニティの形成に大きく影響すると思われる「地域区民広場構想」についての説明を事務局に願います。

事務局： 資料番号 - 1 - 6、区民ワークショップの提案(要約版)から説明を申し上げます。本日説明申し上げます地域区民広場構想の要素と関わりがあるので、こちらの資料から説明をする。(以下、資料説明)

H委員： 区民広場はよいと思う。区は今まで立派なものを作りすぎてきた。区営グラウンドやテニスコートなどあるが健康増進のためのもっと簡単なものがほしいという声を聞く。また、身障者の方は、トイレには大変困っていると聞いている。これらはいずれも「まちづくり」に関わっている問題であるが、お金をかけないで、安全は必要であるが、完全である施設の必要はないので利用者側の視点にたった整備をはかることが必要である。

Q委員： 新しいものではなく、今あるものをつかってやろうという点はよいと思う。ただし、たとえばことぶきの家はその目的の人が使うために集まっているし、児童館は、午前中は乳幼児をつれたお母さんで、午後は小学生や中学生と目的によって使い分けがなされている現状を考えると、いっしょにしてよいのかという点で現実的かどうか疑問がある。交流の促進という視点はわかるが、一方ではらはらす部分もある。どこか現状の施設で問題になっていることがあるのか。

企画課長： 今あるものの良さをつぶすというのではなく、活かしていきたいと思っている。使い勝手のよさ・悪さ・工夫が必要であるという声を受けてやいところ

を残しつつ、よい方向に変えようということである。

- Q委員： 交流の話ではなく、児童館内部の運営の問題ではないのか。
- 企画課長： 区民ニーズの多様化するなかで、従来なら世代や目的によって分類されていた施設であったが、新しい使い方の可能性をつくり出していこうというものである。
- F委員： 福祉コミュニティということであるが、ボランティアにすべてをゆだねるのは困難であるが、豊島区は若い人も高齢者も単身者が多いという現状の中でこういうことが現実的にできるのか。
- 管理調整課長： 地域コミュニティについては、核となるコーディネーターや専門家を育てるための支援をしていきたいと思う。
- F委員： ボランティアやコーディネーターのような人を育てるのは大変なので、区民の中からさがすという積極性が必要かもしれない。
- H委員： 区民広場がコアになるのはよいと思う。町会にはいっていないければ、地域にどのような人が住んでいるのか知らないという現状もある。人の生活には入り込まないと福祉コミュニティは成立しないが、一方で、入り込むと人権などの問題にも関わってくる。
- 管理調整課長： 現在見守りネットワークという事業を進めており、加入した人には見守りの目が行き届くようにしているが、今後区民広場を中心として、町の方々が、相互の認識や関心を持ちながら生活できるようにしたい。
- H委員： 情報の共有ということだと思う。
- Q委員： 大家としても、周辺の人としても、確かに、すべての人が地域で共に生きていけるまちが理想ではあるが、やはり、感情的に駄目だったり、その病気を理解していなければ駄目である。ハンセン病は、最近市民の誤解はほぼ解けたと考えられる。昔は感染症ということで隔離をされていたが、そうではないというふうになった。そういう意味で、精神に障害を持っていても暮らしていける環境は個人でつくるのは絶対に無理だと私は考えている。周りの理解も必要であり、大きい施設ではなくても住宅を貸してくれる人がいなければ暮らしていけない。これを民間やボランティアなど、善意でやる面もあるが、公的な支援は絶対に必要であると考えている。人の口は難しいもので、どこまでの人が正確に情報を知るかということが難しい。普通に暮らしている人でも、会社と家では二面性を持っていて、両方を知らない人間は驚いたりする。こういった情報をどう共有するのか。年寄りの情報でいうと、町会など人に知られたくないという気持ちもある。そういう人を、知っている人がどこまでやるかというのは、これは本当に善意の面だけでいいのではないだろうか。逆に、私は、行政だからこそできるものがあると考えている。そこで、地域住民もできることはやるが、行政がしっかり把握していくことも大事である。個人的に隣が一人暮らしだということは知っている。知る状況というのは出てくる。そういう情報は、その個人が持っている分には良いが、それをどこまで他言するのか。逆に言うと、行政は、住民票で一人暮らしは把握しているが、それを誰に教え、教わるのか。それは本当にいいのかという問題も出てくるのではないか。
- L委員： 只今説明いただいた見守りサービスは、ありがたい仕組みだと考えている。私の家族でも、90代の老人がいて、婦人会、老人会に参加してきたが、やはり参加できなくなってくる。そうすると情報量が少なくなって、人間関係

を確認する術がないという状態になってしまう。このサービスは、現在は家族が補っているが、家族では回らない家庭もあると考えられるのでありがたい。その対象者であるが、小さい子どもを抱えている若い世帯などにも、うまく機能すれば、虐待の防止など抱えている様々な問題に対応できると考えられる。現在、地域担当の保健婦が家庭に行けなくなっている地域が増えているので、プライバシーの問題などもあるが、Q委員が指摘したように、精神的な部分で抱えている問題などもあるので、是非このサービス体制は用意していただきたい。

E委員： 総括的な提案であるが、福祉コミュニティの形成、基盤づくりのところで、意識の面と、2、3が人的な受け皿に関して示されている。そして、場の提供が地域区民広場という形で出ていると考えられるが、その場に乗ってこない人へのアウトリーチを、ポイントで次回に続けられればと考えている。

金井部会長： 今回の提案を大変興味深く聞いたがいかがか。これを施策の方向として確立するという感じか。それとも、それはまた別の切り口でということか。

Q委員： 整理をされたものが出てきたので、それに反応するほうがよいのではないか。たぶん、今、高齢者や障害者の話が出てきたが、外国人も乗ってこない可能性がある対象の一部である。ホームレスの方もそうである。今の点をポイントで整理した形で、次回、2番目の政策に行くのか。あるいは、1番目を再検討しながら2番目に行くという形になるのか。

金井部会長： 会議の時間をいつまでの設定にするかであるが、時間だから区切るということ、今度は回数が増える心配がある。とりあえず、今の意見について事務局はいかがか。

事務局： 最初の地域福祉の推進の政策で、様々な意見をいただいたが、施策に対応する対象者、あるいは、実際にどのようなことを行っているのかということ、簡単な資料で整理をしたい。漏れてしまう施策なり対象者はいないのか検証をしていただく材料を用意をできればと考えている。

金井部会長： (1)の地域福祉の推進は、もう一回、事務局に整理したものを次回提出いただくということでいいか。時間は終了予定時刻であるがいかがか。どの程度延長していいのか。もし、差し支えなければ、(2)の説明を事務局からいただき、その上で意見をいただければと考えているがよろしいか。時間を延長して恐縮であるが、(2)の事務局の説明をお願いします。

事務局： - 1 - 3と - 1 - 4について説明を申し上げます。(以下、資料説明)

Q委員： 先ほどのところにも関わりがあるが、根本的に区が遂行すべきものがあり、それをフォローしていくのに地域の支援が必要だという形で見たほうがいいのではないか。政策のところの高齢者・障害者の自立支援の下に社会福祉基礎構造改革とある。ここでは施設偏重から利用者選択を支える基盤整備への移行が求められていると書いてあるが、これは根本的には介護保険で、今まで福祉措置でやっていたものを契約にすることである。自立・自助とか共助ということを最優先にする、もうひとつは官から民へ、民間に任せると競争原理でよくなるという考え方が構造改革であった。今までの措置、区がやるやり方ではうまくいかないが、民間を入れていけばうまくいくのだという流れが社会福祉基礎構造改革だと私は認識している。そういう中で、様々な問題があり、介護保険でいえば、保険料が高いのではないか。利用料が高く、資金があれば十分に受けられるが、ない人はサービスが受けられない。思っ

たように特養ホームには入れない。入所待機者が、豊島区でも 900 人という状況になっている。そういう状況で、本当に必要なサービスが受けられるようには、介護保険ひとつとってもなっていない。本当にこのやり方でいいのか。全部民間に任せればうまくいくということでは絶対にはないのではないか。自立支援体制の整備があるが、特に の 2 で、施策の方向として、在宅支援サービスを充実がある。施設ではなくて在宅であるが、この中にグループホーム事業と配食サービス事業の委託がある。グループホームは介護保険内だと考えるが、なかなか進んでいない。そもそも豊島区の場合、住宅が状況が悪い。私の知人の年寄りでも、まず家賃が高いので何とか高齢者住宅に当たらないかという相談が多い。広さは、1DK、2DKくらいあるが、古い木造で実は傾いている。大家も修繕の意向はない。その方は 72 歳で 1 階に住んでいるが、2 階には 80 近い人が住んでいる。本当に傾きかけた木造の家に住んでいる人が、いざ介護となったときに、1 階でもベッドを入れられるか。こたつが置いてあったりして、本当に介護の人が入れるのか、私は大変に不安である。もちろん、エレベーターはないし、階段を下りること自体が大変になってしまうのではないかと。別の例では、夫婦の両方の国民年金 14 万くらいで暮らしている。家賃は 10 万円弱であるが、やはり 2 階である。妻が階段から落ちて首の骨を折ってしまい下半身不随になって、今は入院しているが家に帰ってきたら介護ができない。だから、1 階かエレベーターがある住宅で 7 万円くらいの家賃の住宅を探している。区にもお願いはしたが、すぐには対応できない。在宅で家にいるときにできるサービスも必要であるが、住宅を確保しない限り豊島区に住んでいられなくなってしまうのではないかと。もうひとつは介護保険の内容、あるいは障害者の支援制度のサービスの内容にもなってくる。今は資金があればやってくれるという面と、それでもヘルパーが足りない、種類が足りない。また、利用できる条件が支援制度では厳しい。新しい制度なので現実面において不備が多い。きちっとフォローされるような制度にならなければならない。今は支援制度そのものは制度としてだいぶ確立してきたが、それをカバーするのは自治体である。不十分なところがあれば、それは国に改正を要求するということを明確にしていく必要がある。

- 金井部会長： 基本的には、この部会は（２）の自立支援の施策の方向もまとめていく。また、ここで出た議論を具体的な事業に生かしていく記録としてテイクノートしていくという機能がある。施策の方向性のまとめ方についてはいかがか。
- P 委員： 例えば、一人暮らしの高齢者が劣悪な環境でたくさん住んでいて、ツツジエンの申し込みが倍率で 30 倍とか 20 倍に跳ね上がる場合もありますが、それでも豊島区に住みたいという高齢者の方がいる。また、特養ホームに入所したいが、3 年、4 年も待機しても入所できない。現実問題としては大変な現状であるが、かといって一遍に豊島区の財源をすべて高齢者住宅に充てることや、特養ホームを大量に建設するなど、物理的には無理である。私たちが議員活動の中で一番重要に感じるのは情報の的確な提供である。行政に相談に行っても民間の情報というのはなかなか細かくは教えてくれなかったりする。元気な高齢者についてはボランティアや社会参加など積極的に、いろいろなコミュニティを作っていくという方向性でやっていくことも可能である。困っている方についての対応の仕方については、縦割りを廃しながら、

1カ所である程度対応できる体制が必要になってくるのではないかと。そういう意味では、介護保険制度といっても、スタートしてから制度自体が変化している。これからも変わっていく中で、本当に的確な情報を困っている人に伝える方法を、できるだけ身近なところで、電話一本で済むような体制づくりが求められている。介護をする家族との信頼関係ができるような行政のあり方が非常に求められていく時代ではないか。物理的に可能な部分と不可能な部分があるが、すぐに実行できる情報の的確な提供などに重点を置き、できるところについてはやっていくという必要がある。

金井部会長： (1) の1で、既に、情報ネットワークの整備については事務局案として掲げられている。誰が困っているのかという情報提供とプライバシーの保護という意味で、福祉に関する情報をどういうふうに構築していくのかというのは、ひとつ大きな施策の方向性になりうるかなという印象として持っている。

Q委員： 例えば、私が知り合いから相談されたら、私が知っている何件かの事業者を紹介することになる。あるいは、区の在宅介護支援センターを紹介することになる。しかし、区の在宅支援センターに行くと、いわゆる事業者からリストを渡され、選んでくださいというのが現実である。「選べ」と言われても、それは無理な話である。似たような話は病院でもよく起こる。社会的入院というか、3カ月で追い出されてしまうようなときに一覧表をもらってもやはり選べない。どこかで紹介してもらわなければいけない。初めて行った人が、事業者を選んでいくのには大変な苦勞がある。また、一度選んだケアマネの事業所を変えるというのもなかなか言い出しにくい。また、初めてであると比較ができない。現実には紹介で選んでいる人が多い。そういう情報がない人は、本当に判断材料がないままに選んでいる。医者選びも評判などで選んでいるが限りがある。介護保険の事業者はものすごく多いので、いい業者を選定するのはきわめて難しい。そういうときに、区で紹介まではできないだろうが、責任を持って提案くらいは言ってもらわなければならないか。例えば、ヘルパーの派遣であればここが良いなど、そういうような情報は言えるのではないかと。

- - : 事業者の選択については、我々行政もかなり困惑している。例えば、ユーザーとの相性など事業者の良し悪しの判断は客観的には難しい。相性というのが現実にトラブルの元になっている場合もある。使ってみなければ分からないというところがあります。一般の地域の評判も目安にはなり、区の中でそれを把握している部分もある。まずは普段、何かあったときに、すぐ来ていただける距離にある事業所を選んでいただく。参入される事業所は経験不足の部分もある。あるいは、家庭の事情がよく分からないままサービスを提供してしまう部分もある。そういった部分については、苦情あるいは意見ということで、区を経由して事業者を指導することで対応している部分がある。また、昨年からはじめた介護サービスの評価という点で、利用者の自己選択に寄与させるために、サービス評価も今年から開示をしている。選択の方法、情報については、これから充実をさせていける状況になっている。先ほど、Q委員から、社会福祉基礎構造改革の中で、介護保険が第一歩を踏んだが、その効果がいかなものかという話があった。現に、介護保険の事業に携わっている立場から申すと、この3年間で保険料を含めての費用で申し上げる

と、1.5 倍のサービスを使っている方々が大勢いる。利用者も増えているし、それに係る利用料も増えているという状況を踏まえすと、やはり一定の効果があると考えている。また、選択される中で、事業者の参入、廃止等もあり、結局は利用されない事業者は排除されていくという制度にもなっている。3年の経過の中では、利用料、利用者の伸びから、制度として措置の時代とは違って、自ら選択しようという利点から申し上げると効果があったと考えている。しかし、個々の家庭の事情で、独居老人、あるいは、家庭内に問題があって、なかなか一般の事業者が対応できない場合が確かにある。これについては、Q委員からも指摘があったが、保健福祉センター、在介センター、区で13カ所を設置して運営している中で、困難ケース等の対応もしているので、民間事業者の対応、区の対応ということで、両面から豊島区はなるべく不便をかけないような体制をとっていると考えている。

金井部会長： (2)の高齢者・障害者の自立支援の3つの施策の方向性について、他に意見はあるか。いろいろ個別の事業については注文がある。それは、実施計画あるいは個別の事業について、いろいろつなげていかなければいけないが、基本計画としてはいかがか。先ほど、Q委員から、住宅政策との関連というのが、ひとつ重要なポイントとして指摘された。もし、特段ご意見がなければ、高齢者及び障害者の自立支援という(2)については、事務局案のような施策の方向性でよいか。

Q委員： 本来であればここで、特養ホームがどうなるかなど関連の話がきちんとされないで、本当の自立支援にはならないのではないかと考えている。施設そのものの話もあるが、デイサービスにしても施設がない限りはできない。そういう詳細については後でというが、計画そのものは介護保険事業計画に行ってしまう。具体的にここで発言しても仕方ないという雰囲気があるが、やはり、900人も入所を待っているような状況はよくないということを明確にしておかなければならない。体系には、福祉サービス等の基盤整備、介護保険及び支援サービスの量的確保や質的向上を図るとともに、とうまく書いてある。ここに、特に介護保険は自治体が保険者であるから、保険者の責任として、選べるサービスとか、利用者が使えるサービスを整備すると明確にしなければならぬ。きちんと確保するというのを区の責任でやっていただきたい。

金井部会長： これは、基盤整備をきちんとする、保険者としてするという趣旨であるので、施策の方向性は、原案と何ら違いがないような印象を受けるがいかがか。Q委員が指摘していることと原案と、あまり違いが分からないが。

Q委員： そうですね。舌足らずな部分があった。もうひとつ、多様な事業者の参入を促進し、という話がある。基本的には、今、株式会社が医療に参入する流れが構造改革で出ているが、本当にそれでいいのか。私はおかしいと考えている。施設の参入についても、社会福祉法人と今は限定されているが、そういう制限が崩れたときに、利益を求める事業者が参入することはまずいのではないか。区が保険者としてきちんと、足りないときには作るということを施策の方向として明確にすべきである。現在も民間の誘致がうまくいかないのは、誘致ということは相手があって初めてできることであるからである。相手がうまく来なければ駄目であり、そのときには責任を持って区が整備をする必要がある。

- R委員： もう既に9時を過ぎているので、まだ意見があるようならば、次回に若干継続するというので、本日は閉会をお願いしたい。もう一つは、様々な指摘があるが、私達は提案している側であり発言を控えている。また、先程来、既に議会等でも意見として頂いている内容であるので、これは区も積極的に対応するというので議会でも説明している。また、この下のレベルで十分にそれはカバーできる、カバーしたいと考えている。
- 金井部会長： 既にかなり時間が超過していますので、本日は、(2)の説明と、いろいろな意見を頂戴したというところで、次回さらに議論を深めていくというところでは、(2)のところの質疑まで終わったということとする。最後に、事務局より、次回の部会の日程について案内をお願いしたい。
- 事務局： それでは、次回の日程であるが、9月19日(金)午後6時半から開催する。会場は議員協議会室を予定している。なお、次回用の関係資料については、9月17日頃に配付する予定である。つきましては、資料等の提出を予定している委員は、16日くらいまでに事務局に提出していただきたい。また、本日、前回の議事録を配付しているので、何かあれば事務局まで連絡をいただきたい。事務連絡は以上である。
- 金井部会長： それでは、長時間、審議いただき、ありがとうございました。これをもって本日の部会を閉会といたします。どうも、お疲れさまでした。

閉会

会議の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続審議 ・ 次回日程 9月19日(金)午後6時30分に決定
提出された資料等	<ul style="list-style-type: none"> - 1 - 1 部会運営のイメージ(案) - 1 - 2 基本構想審議会(第1部会)新基本計画分野別体系事務局案 - 1 - 3 基本構想審議会(第1部会)政策・施策・事務事業一覧 - 1 - 4 施策の体系における現状と課題 - 1 - 5 (仮称)「地域区民広場」構想について - 1 - 6 区民ワークショップの提案(要約版) - 1 - 7 地域福祉、高齢者・障害者・健康に係る事務事業一覧
その他	